

2020年6月18日

学生・教職員各位

大学院総合文化研究科・教養学部
大学院数理科学研究科

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における
海外渡航ならびに海外からの入国について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行に鑑みて、本研究科は2020年4月2日に「当面の間、すべての海外渡航の一律原則中止」をお願いする通知を发出了しました（2020年4月2日付け「海外への渡航について」）。また、海外からの入国に関しては、一律「入国後14日間の体調管理」をお願いする通知が發出されております（2020年3月20日付け「海外から入国する学生・教職員の皆さまへのお願い」）。今後、流行の長期化が予想される中で、研究・教育各方面における国際交流について、新たに下記のように施行ガイドラインを設けました。皆さまには、各自で最新の情報の把握に努め、適切な計画を策定していただきますようお願いいたします。

*文中で言及される各種ホームページは、本通知末尾に一括して示してあります。

1 渡航に関して

以下の項目すべてについて各自の責任で最新の情報を確認した上で、下記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」もしくは「4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン」に従ってください。研究・教育とは無関係な個人の資格による渡航であっても本通知の要請に従ってくださるようお願いいたします。

- (1-1) 渡航先の危険情報について、外務省海外安全ホームページで最新情報を確認してください。感染症危険情報レベル2以上に指定されている国や地域への渡航は原則として一律中止してください。レベル1以下であっても、日本への再入国後には行動の制限が課される場合がありますので、渡航の必要性をじっくりご検討ください。再入国後の行動制限に関しては、下記「2 入国に関して」を参照し、これに従ってください。
- (1-2) 日本への入国制限対象となっている国・地域について、厚生労働省ホームページの「水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）」で最新情報を確認してください。
- (1-3) 日本への上陸拒否対象となっている国・地域について、法務省ホームページの「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」で最新情報を確認してください。該当する国・地域のパスポート所持者は日本国内で就業・修学していても上陸拒否対象となる場合がありますので、ご自身や同行者が該当するかどうか必ず確認してください。
- (1-4) 渡航予定先のビザ発給制限、入国制限、検疫体制、活動制限については、各国当局のホームページや駐日大使館などにて最新情報を確認してください。

2 入国に関して

以下の項目すべてについて了解した上で、下記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」もしくは「4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン」に従ってください。

- (2-1) 日本への入国制限対象となっている国・地域について、厚生労働省ホームページの「水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）」で最新情報を確認してく

ださい。入国制限対象の国・地域からの入国者に対しては、入国後、空港などでのPCR検査のほか、14日間の自宅待機・公共交通機関使用制限が課されます。したがって、空港などから居所までの移動で自前の交通機関を手配できない場合や居所が確定していない場合、検査結果判明までは、検疫所が指定する施設にとどまることになります。新たな入国を検討している方で、居所があらかじめ確定していない、もしくは自前で交通機関を手配できない場合には、入国を延期することをお勧めします。

- (2-2) 日本への上陸拒否対象となっている国・地域について、法務省ホームページの「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」で最新情報を確認してください。該当する国・地域のパスポート所持者は日本国内で就業・修学していても上陸拒否対象となる場合があります。
- (2-3) 上記(2-1)と(2-2)を前提として、なおも入国する場合には、**PCR検査の実施有無にかかわらず、また、出発地・経由地を問わず、すべての国・地域から入国した日から起算して14日間は体調管理(体温測定、健康管理、外出を控える)に努め、大学には来ないようにしてください。**また、14日間の体調管理中であることを所属専攻・所属部署または所属する各課程の事務に伝えてください。宿舎に居住している場合は、共有スペース(多人数が利用するホール・ラウンジ等)は必要最小限の使用にとどめてください。ただし、上記(2-1)に示す、厚生労働省による検疫対象となった場合には、その日数も含めて合計14日間が経過した後に大学に来てもかまいません。14日間が経過した後に大学に来る場合は、各キャンパスの入構ルールに従って必要な手続きをしてください。

3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン

上記「1 渡航に関して」および「2 入国に関して」を踏まえて、研究目的で渡航・入国する際には以下の諸点に留意して計画を立案してください。

- (3-1) 外務省海外安全ホームページが示す感染症危険情報レベルが「レベル2」以上である国と地域への渡航は原則として行わないでください。
- (3-2) 感染症危険情報レベルが「レベル1」以下である場合にも、再入国に際しては上記(2-3)に示す行動制限をお願いします。したがって、再入国後に業務に支障を来さないよう、所属する専攻・系や部会などにおいて事前に調整をしてください。
- (3-3) サバティカル研修や若手研究者の国際展開事業など研究科や大学の承認を得て実施される渡航について、すでに承認を得ている場合には、あらゆるリスクを該当者が自身の責任において負うことを認識した上で、本当に必要な渡航であるかどうかを慎重に判断してください。渡航を延期する判断をされた場合は、所属の専攻・系や部会などでの調整がなされるのであれば、研究科としても柔軟に対応いたします。なお、このお願いは、今後サバティカル研修や若手研究者の国際展開事業などを計画している方が所属の専攻・系や部会などで手続きを進めることを妨げるものではありません。
- (3-4) 大学院生を同行させるのは、それが研究上の必要であることが明らかである場合に限り、教育目的での同行については下記「4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン」を参照してください。

4 教育・学習上の渡航と入国に関するガイドライン

上記「1 渡航に関して」および「2 入国に関して」を踏まえて、大学院生であると学部生であるとを問わず、教育・学習目的で渡航・入国する際には以下の諸点に留意してください。渡航先の国・地域では厳しい行動制限が課せられる場合もありますし、渡航後の再入国に際し

でも、自宅待機など授業履修に影響を与えうる制限が課せられます。したがって、短期の渡航プログラムは、諸制限を考慮に入れてもなお顕著な教育的意義があるかどうか熟慮の上で実施可否を検討してください。

(4-1) 短期渡航プログラムに関して。

(4-1-1) オンライン形式による代替措置を積極的に講じてください。特に、教育への ICT 活用は COVID-19 の流行有無にかかわらず、Society5.0 を見据えた新たな国際教育の可能性を拡張する途でもあります。

(4-1-2) オンライン形式による代替措置が不可能な渡航計画に関しては、上記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」に準じて計画を立案してください。ただし、情勢急変のリスクがあることや渡航先や日本再入国時において諸制限が課せられることを参加者やその保護者（未成年学生の場合）に対して不足なく説明するとともに、誓約書などによって参加者やその保護者がそれらに関して了解していることを必ず確認してください。

(4-1-3) 本研究科・学部において対面授業が一切認められていない「ステージ・レッド A」以上の入構制限が実施されている場合は、短期渡航プログラムも実施しないでください。

(4-1-4) 実施に際しては、通常の渡航において課せられる安全上の各種措置は従来通りの規定に従って準備してください。

(4-2) 本研究科・学部で留学などで在籍する予定の学生について。

PEAK 生を初めとして、正規学生、特別聴講学生、研究受託指導学生など、海外から入国して本研究科・学部で学ぶさまざまな学生の中には、A セメスター開始後も入国できない人が相当数いることが想定されますが、この問題は居所が国内外のいずれであるかにかかわらず生じるので、本研究科・学部において別途、対策を講じます。

(4-3) 学生が個人で企画する海外渡航について。

(4-3-1) 学生が公的であると私的であるとを問わず、個人で企画して行う海外渡航に関しては、上記「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」に準じます。

(4-3-2) 学生が帰省などのために出国する際には、再入国に際して上陸拒否や入国制限の対象となる場合がありますので、上記「2 入国に関して」に従って慎重に検討してください。

(4-4) 長期留学に関して。

長期留学に関しては派遣プログラム運営者の指示に従ってください。休学して海外で長期滞在する場合の渡航についてはこの通知の限りではありませんが、再入国の際には、本研究科・学部が要請する行動制限が同様に要請されます。

5 職員の渡航と入国に関しては、「3 研究上の渡航と入国に関するガイドライン」に準じます。

【関連情報収集のための各種ホームページ】

- ・外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・外務省渡航登録サービス：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>
- ・厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症））：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html
- ・法務省ホームページ（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について）：http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html

- WHO ホームページ (Coronavirus disease (COVID-19) advice for the public) : <https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>
- 国立感染症研究所ホームページ (コロナウイルスに関する解説及び中国湖北省武漢市等で報告されている新型コロナウイルスに関連する情報) : <https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

【カウンセリング窓口の紹介】

不安を感じている方には以下の相談窓口がありますので参考にしてください。

- 留学生相談室・カウンセリング
(日本語 : <https://www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp/inbound/support/advising.html>)
(英語 : <https://www.globalkomaba.c.u-tokyo.ac.jp/en/inbound/support/advising.html>)
- 駒場学生相談所 : <http://kscc.c.u-tokyo.ac.jp/>
- 駒場保健センター精神科 : <http://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/mhs/offices/>